

長建協発第494号
平成23年3月28日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る労働安全衛生法
第88条に基づく計画の届出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を受け、地域によっては、被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧のため、労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出が必要になることが予想されます。

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出につきましては、工事等の開始の一定期日前に所轄労働基準局に届け出ていただく必要がありますが、厚生労働省では、事態の緊急性に鑑み、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題点について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期日を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努めることとしているところであります。

つきましては、災害復旧工事に伴い、計画の届出が必要となることが想定される場合には、所轄労働基準局に前広に相談するよう全建を通じ同省労働基準局安全衛生部安全課長並びに労働衛生課長、化学物質対策課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。